

令和7年10月・11月実施 中小企業診断士実務補習のご案内

実務補習は、「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」第1条第1項第2号イの規定に基づき、実施します。

中小企業診断士第2次試験合格者の方は、合格後3年以内に、「実務補習を受講した日数」または「実務に従事した日数」の合計が15日以上であることにより中小企業診断士としての登録の申請を行うことができます（詳しくは、この「実務補習案内」の「参考資料」をご参照下さい。）。

この「実務補習案内」は、当連合会が実施する実務補習についてのご案内です。

なお、受講申込受付は、インターネットによる申込受付のみとなりますので、ご了承ください。

受講申込みから実務補習までの概略

インターネットによる申込受付

当連合会 Web サイト掲載の申込フォームにて受講申込み後、受講手数料払込の手続きを行う。

- ① 申込フォームにて受講申込み

Web サイト：<https://www.jf-cmca.jp/>

申込フォーム公開期間：

令和7年7月17日（木）午前10時00分～

令和7年7月30日（水）午後3時00分

- ② 申込みを行った日より2営業日以内に受講手数料を指定口座に払い込む。

- ① 受講心得、テキストを受け取る。（9月下旬に当連合会から送付予定）

- ② 事前準備作業等に関するメールを受信する。（実施4～5日前に指導員から送信）

実務補習の実施

【8日間コース】

<10月コース> 千葉地区で実施

<11月コース> 千葉地区で実施

経済産業大臣登録実務補習機関

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

（旧名称：中小企業診断協会）

令和6年度からの中小企業診断士実務補習に関するお知らせ

令和4年4月1日付で「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」の一部が改正され、実務補習における「診断又は助言を行う対象中小企業者数」が「3以上」から「2以上」に改定されました。（日数が「15日以上」は変更なし）

これを踏まえて指導内容を充実させるため、令和6年度の実務補習より下記のとおりコースを変更いたしました。

1. 設定コースの変更

コース	令和5年度まで	令和6年度以降
15日間コース	1企業につき5日間×3企業を診断 … これを1回受講	1企業目8日間＋ 2企業目7日間の2企業を診断 … これを1回受講
5日間コース	1企業につき5日間×1企業を診断 … これを3回受講	令和7年2月実施をもって廃止
8日間コース	コースの設定なし	1企業につき8日間×1企業を診断 … これを2回受講

2. 設定コースの変更時期

実施時期	実施コース
令和7年7月・8月・9月以降の夏期実施分	8日間コースで実施
令和8年2月以降の冬期実施分	15日間コース（8日間＋7日間）と8日間コースで実施

I 受講資格

令和6年度、令和5年度、令和4年度のいずれかの年に中小企業診断士第2次試験に合格され、中小企業診断士の登録を受けていない方。（第2次試験合格の有効期間は3年間です。）ただし、中小企業診断士の登録申請中の方および実務補習実施までに登録申請される予定のある方は除きます。

II 実施地区および実施期間、募集定員、実施方法等

1. 実施地区および実施期間、募集定員

地区	コース	実施期間	募集定員
千葉	10月コース	10月9日(木)・10日(金)・11日(土)・12日(日)・13日(月・祝) 18日(土)・19日(日)・20日(月)	5名
	11月コース	11月13日(木)・14日(金)・15日(土)・16日(日) 22日(土)・23日(日)・24日(月・祝)・25日(火)	5名

2. 募集定員等に関する注意事項

- (1) 受講申込受付は、先着順とします。
なお、受講申込受付は「インターネットによる申込み」のみです。
- (2) 募集定員に達し受付を終了した場合は、当連合会 Web サイトにてお知らせします。

日程に関するよくある質問（FAQ）

Q：すべての日程を休日（土曜日・日曜日・祝日）で実施することはできませんか？

A：実務補習の日程の中には、企業に対するヒアリングや報告会の日程も含まれています。すべての日程を休日で実施すると、企業の休業日と重なり、ヒアリングや報告会が実施できなくなりますので、平日を含む日程で実施しています。

3. 実施方法等

(1) 実施方法

受講者6名以内でグループを編成し、指導員の指導のもと、実際に企業等に対する経営診断・助言を行います。

(2) 概略

標準的な全体の概略は次のとおりです。

8日間コース

1企業当たりの日程	主な内容
実施4～5日前	指導員からメールにて、企業概要の提示や事前準備作業の指示を行います。
第1日目	オリエンテーション、経営診断・ヒアリングの進め方、企業情報収集、役割分担などを行う。
第2日目	企業等の訪問・調査、資料分析など
第3日目	現状分析、経営課題の抽出、診断方針設定など
第4日目～第6日目	全体調整、診断報告書の作成
第7日目	診断報告書の完成、報告会の準備など
第8日目	企業等への報告会など

最終日に「実務補習修了証書」をお渡しします。

なお、実施期間中の研修時間は原則午前9時00分～午後5時00分としていますが、診断先の事情、作業の進捗状況などにより研修時間が変わる場合がありますことをあらかじめご承知ください。

III 受講申込手続き受付期間

令和7年7月17日(木) 午前10時00分～7月30日(水) 午後3時00分

<受講申込みの追加募集について>

申込状況・受講キャンセル等によっては受講者の追加募集を行う場合があります。受講者の追加募集を行う場合は、当連合会 Web サイトにてご案内いたします。

受付に関するよくある質問（FAQ）

Q. 日程のうち1日だけ受講できない日がありますが、この場合でも修了は認められますか？

A. 日程のすべてを受講できない場合は、修了は認められません。あらかじめ受講できない日が分かっている場合は、すべての日程を受講できるコースで受講して下さい。

なお、受講途中で受講できなくなった場合でも修了は認められませんので、あらかじめご了承下さい。

IV 受講手数料

コースによって受講料が異なりますので、受講コースをご確認のうえ、ご送金ください。

※令和7年夏期コースにて大幅なテキスト改訂を実施しております。テキストをお持ちの方はご注意ください。

※8日間コース

	テキストをお持ちの方	テキストをお持ちではない方
10月・11月のいずれか1回を受講する場合	104,300円（税込み）	105,000円（税込み）
10月・11月のいずれか2回を受講する場合	—	209,300円（税込み）

受講手数料送金の際は、受講申込みされたお名前と同じお名前でご送金下さい。受講申込みされたお名前以外でご送金されますと、受講料入金の確認ができませんのでご注意ください。

また、領収書は、金融機関が発行する「振替払込請求書兼受領証」「送金明細書」等で代えさせていただきますので、大切に保管して下さい。なお、「領収書」の発行は行いませんので、あらかじめご了承下さい。

受講手数料に関するよくある質問（FAQ）

Q. 受講料を勤務先名で送金することは可能ですか？

A. 受講申込みされたお名前以外で送金されますと受講料入金の確認ができませんので、受講料の送金は、必ず受講申込みされたお名前でご送金下さいますようお願いいたします。なお、受講申込みされたお名前以外での送金を希望される場合は、受講料送金前に電話にてご相談下さい。

V 受講申込手続上の注意事項

1. 受講手数料の送金額不足など不備がないようにご確認のうえ、お手続き下さい。
2. 受講申込みの際にご提供いただいた個人情報、グループの組み合わせなど実務補習で使用させていただきますので、あらかじめご了承下さい。なお、ご提供いただいた個人情報は、実務補習ならびに当協会活動のご案内の目的以外使用いたしません。
3. 受講申込みにあたっては、「中小企業診断士実務補習に係る遵守規程」を遵守することに同意のうえ、お申込みください。

（中小企業診断士実務補習に係る遵守規程）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会の実施する実務補習に係る、受講生及び指導員（副指導員を含む）が遵守すべき必要事項を定めることを目的とする。

（宣伝）

第2条 実務補習診断先（以下「診断先」という。）に対して良識を疑われるような宣伝を行ってはならない。

（秘密保持）

第3条 実務補習期間中に知り得た診断先の情報等を漏らしてはならない。

2. 指導員（副指導員を含む）は、受講生の個人情報を漏らしてはならない。

（違法行為補助の禁止）

第4条 実務補習診断先における違法行為又は反社会的行為を補助するように指導してはならないものとする。

（診断内容等の発表基準）

第5条 診断内容等を外部へ発表する場合には、あらかじめ診断先に対し書面をもって承諾を得なければならぬ。

（損害賠償）

第6条 受講生又は指導員（副指導員を含む）が本遵守規程の各条項に違反して診断先に損害を与えた場合は、受講生又は指導員の責任及び負担において、損害の賠償を行うものとする。第2条 実務補習診断先（以下「診断先」という。）に対して良識を疑われるような宣伝を行ってはならない。

4. 申込手続きが完了した方には、受講上の注意事項等を記載した受講心得やテキストを9月下旬頃に一斉に発送する予定です。10月1日（水）を過ぎても到着しない場合は、電話で照会して下さい。

電話：03（3563）0851（代）

5. 住所変更が生じた場合は、当連合会実務補習係へ届け出をして下さい。

VI 申込方法

当連合会 Web サイト (<https://www.jf-cmca.jp>) に掲載されている「令和7年10月・11月実施中小企業診断士実務補習について」の「申込方法」にて、申込方法をご確認のうえ、お申込み下さい。

VII 実務補習受講に当たっての主な注意事項

1. 実務補習を受けて中小企業診断士としての登録の申請を行うためには、第2次試験合格後3年以内に15日以上受けることが必要です。

なお、8日間コースの場合は2回、受講することが必要です。

2. 実務補習実施の4～5日前にメールにて担当指導員より企業概要などの提示や事前準備作業の指示がありますので、指導員の指示に従ってご準備下さい。指導員からのメールが届かない場合は、必ず受講地区の都道府県協会に問い合わせして下さい。
3. 実務補習はグループによる短期集中方式で実施しますので、とくに会社等に勤務する方は、あらかじめ所属勤務先と本実務補習参加について十分調整していただきますようお願いいたします。
4. 実務補習受講に当たって、個人的な理由や勤務先の都合で受講時間の変更等は行えませんので、この点もあらかじめご注意下さい。
5. 「中小企業診断士倫理規程」を定めている地区で実務補習を受講する場合は、受講地区の協会が定める「中小企業診断士倫理規程」を遵守していただくこととなります。これに反するような行為があった場合は、実務補習の受講を中止していただくことがありますので、あらかじめご留意下さい。
6. 診断報告書の作成等に当たっては、ノートパソコンを使用します。
ノートパソコンには、ドロップボックスなどのフリーソフトをダウンロードしていただく場合がありますので、ダウンロードが可能なノートパソコンをあらかじめ準備して下さい。
7. その他受講に当たっての注意事項等は、申込手続き完了後にお送りするテキストや受講心得を参照して下さい。

VIII 受講申込後の変更およびキャンセル

1. 受講申込後の変更

受講申込後に、受講コース月を変更する場合は、実施の2週間前までとさせていただきますので、電話にてお早めにご連絡下さい。電話：03 (3563) 0851 (代)

なお、募集定員に達して定員に空きがない場合や実施の2週間前を経過してご連絡をいただいた場合は、変更ができませんので、あらかじめご了承下さい。

また、次回以降に実施するコースへの変更は出来ません。次回以降に実施するコースへの変更を希望される場合は、今回のお申し込みをキャンセルのうえ、次回以降に実施するコースで再度お申し込み下さい。(この場合、下記2. のキャンセル料が発生します。)

2. 受講申込後のキャンセル

受講申込後、受講ができなくなった場合は、キャンセル料として次の金額を差し引いて受講料を返金いたしますので、キャンセルされる場合は、電話にてお早めにご連絡下さい。電話：03 (3563) 0851 (代)

なお、受講料の返金は、11月下旬頃の予定です。

日程区分	キャンセル料
受付期間内～申込締切日（7月30日）	キャンセル料なし（全額返金）
申込締切日以降（7月31日）～実施1か月前（注1）	受講料の10%（90%返金）
実施1か月前～実施8日前（注2）	受講料の30%（70%返金）
実施7日前～実施前日（注3）	受講料の50%（50%返金）
実施当日・開始後・無連絡	受講料の100%（返金なし）

注（8日間コース）

	千葉県	
	10月コース	11月コース
注1	9月9日	10月13日
注2	9月10日～10月1日	10月14日～11月5日
注3	10月2日～10月8日	11月6日～11月12日

Ⅷ 初日の集合場所・集合時間

初日の集合場所・集合時間は、実施の4～5日前に担当指導員から送信されるメールでお知らせします。

Ⅹ 実務補習に関する問い合わせ先

受講地区	問い合わせ先
千葉地区	〒260-0028 千葉県千葉市中央区新町1番地20江澤ビル5F 一般社団法人千葉県中小企業診断士協会 実務補習係 TEL 043-301-3860
受講申込に関する 問い合わせ先	〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル 一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会 実務補習係 TEL 03(3563)0851

※受講申込みについてのお問い合わせは「受講地区」ではお受けしておりませんので、「受講申込に関する問い合わせ先」にお問い合わせ下さい。

Ⅺ 令和8年2月の実務補習の実施について

令和8年2月の実務補習は、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、千葉の8地区にて開催予定です。日程につきましては、当連合会サイトにてご案内していますが、千葉地区につきましては、決まり次第当サイトにてご案内します。

実務補習に関するよくある質問（FAQ）

Q. 過去に受講した「実務補習修了証書」を紛失しました。再発行できますか？

A. 受講地区の都道府県協会実務補習係へご連絡下さい（「Ⅹ 実務補習に関する問い合わせ先」参照）。

中小企業診断士は、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録する資格です。

1. 実務従事・実務補習について

経済産業大臣に中小企業診断士として登録を受けるには、登録の申請の前日3年以内に第2次試験に合格し、次の「(1)のいずれかの実務に従事した日数」または「(2)のいずれかの実務補習を受講した日数」の合計が15日以上ある必要があります。

(1) 実務従事

- ① 国、都道府県等、中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う省令の規定に基づく経営の診断・助言業務
- ② 中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う省令の規定に基づく窓口相談などの業務（1日合計5時間以上）
- ③ その他中小企業に関する団体が行う中小企業の経営の診断・助言または窓口相談などの業務であって、①または②と同等以上と認めるもの
- ④ ①～③以外の団体または個人が行う中小企業の経営の診断・助言または窓口相談の業務
- ⑤ 一定の要件を満たす医業または歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）のうち、継続的に収益事業を行っている者の経営の診断・助言または窓口相談等の業務であって、①～④と同等以上と認められるもの
- ⑥ 中小企業の振興に関する国際協力などのための海外における業務であって、①～④と同等以上と認められるもの

(2) 実務補習

- ① 登録実務補習機関が行う実務補習
- ② 中小企業基盤整備機構、都道府県等中小企業支援センターが行う実務補習他

2. 中小企業診断士の登録の有効期間・更新の要件について

- (1) 登録の有効期間：5年間。5年ごとに登録を更新します。
- (2) 更新の要件：登録を更新するためには、登録有効期間内に、以下の①、②の両方を満たす必要があります。

① 「知識の補充」に関する要件

登録有効期間内に次のいずれかを5回以上行うこと。

- 1) 理論政策更新研修等（理論政策更新研修機関が行う理論政策更新研修または中小企業基盤整備機構が行う理論政策研修を修了したこと。）
- 2) 論文審査（理論政策更新研修機関が行う診断または助言に関する論文の審査に合格したこと。）
- 3) 研修の指導（1）の理論政策更新研修について、その1回の日程を通じて指導を行ったこと。）

② 「実務の従事」に関する要件

登録有効期間内に次のいずれかを行い、合計30日（1日1点）以上とすること。

- 1) 実務従事（1. (1)①～⑥参照）
- 2) 実務補習の受講
- 3) 実務補習の指導

3. 中小企業診断士の休止について

当面中小企業に対する経営診断の実務に従事する機会がない場合について、登録有効期間内に休止を申請することで、休止申請日の翌月1日から15年を限度に登録有効期間を延長することができます。

なお、登録を再開するには、申請の前日3年以内に、次の(1)、(2)の両方を満たす必要があります。

- (1) 知識の補充として更新研修を5回以上受講。
- (2) 試験合格者と同様に実務に従事した日数または実務補習を受講した日数の合計が15日以上。

4. 中小企業診断士の登録の拒否について

次のいずれかに該当する場合は、中小企業診断士の登録を受けることができません。

- (1) 未成年者
- (2) 精神の機能の障害により中小企業診断士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 破産者であって復権を得ないもの
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
- (5) 国会職員法、国家公務員法または地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
- (6) 弁理士法、公認会計士法、弁護士法、税理士法または技術士法の規定により登録の抹消、取り消し若しくは消除の処分（本人に登録を存続させる意思がないと認められることまたは本人が当該業務を廃止したことを理由とするものを除く。）を受け、または業務を禁止された者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
- (7) 正当な理由がなく、中小企業診断士の業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しないもの
- (8) (1)～(7)に掲げるもののほか、中小企業診断士の信用を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から3年を経過しないもの
- (9) 「規則」第6条第一項の規定により登録の取り消し処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの